

## 令和8年度 伊勢市特定教育・保育施設等に対する確認指導等指針

### 1 基本方針

本市では、子ども・子育て支援法の規定に基づき、伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定乳児等通園支援事業者に対し、施設等の運営の適正化及び教育・保育の質の向上に主眼を置いて、確認指導を行うこととする。

また、施設等の法令違反、施設型給付費等の不正請求、不適切なサービスの提供が明らかな場合には、社会福祉施設等の社会的使命への信頼維持、利用者保護を図るため、速やかに確認監査を実施することとする。

今年度の確認指導及び確認監査においては、施設等の運営が法令に照らして適切に運営されているか、児童の安全が十分に担保された質の高い教育・保育が提供されているかを含めて、次の重点項目を中心として指導を実施する。

### 2 指導の重点項目

#### (1) 運営関係

##### ア 職員の状況

- ① 職員の状況を適正に管理するため、労働関係書類(雇用契約書、労働者名簿、出退勤記録等)が適正に整備されているか。
- ② 職員の定期昇給及びベースアップについて、規程どおり適正に処遇が改善されているか。
- ③ 職員の資質向上のための取組を適切に行っているか。
- ④ 職員による不適切保育等子どもの福祉のため適切な措置をとっているか。
- ⑤ 性暴力防止法の施行に向けて適切に準備を進めているか。

##### イ 運営の状況

- ① 安全計画の策定を含め、事故発生防止のための指針の整備、事故発生の防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。特に、睡眠中・プール活動・水遊び中・食事中・送迎等の場面など重大事故が発生しやすい場面での対応が適正に行われているか。
- ② 非常災害に対しBCP等、適切な対応を行う体制が整っているか。

③ 苦情解決のための体制づくり及び周知が適正に行われているか。

ウ 建物設備の管理及び安全対策の徹底

① 在籍児童の年齢区分別に基準面積が確保されているか。

② 消防計画に基づく避難訓練、物品の転落防止等の防災対策が徹底されているか。

(2) 教育・保育内容関係

ア 教育・保育の状況

① 子どもの人権に配慮した適切な教育・保育が行われているか。

② 保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領並びに幼稚園教育要領に基づいて、全体的な計画及び指導計画の作成等が行われているか。

イ 児童一人ひとりに応じた教育・保育の徹底

① 児童の健康状態の把握が適正になされているか。

② 障がい又は食物アレルギーがある等の特別な配慮を必要とする児童への対応が適切に行われているか。

ウ 健康・安全管理の徹底

① 乳幼児突然死症候群の予防対策が徹底されているか。

② 事故防止対策及び事故発生時の対応等が適切に行われているか。

③ 食中毒・感染症(特にインフルエンザ、腸管出血性大腸菌 O157、ノロウイルス、新型コロナウイルス)予防対策が徹底されているか。

(3) 会計関係

ア 適切な会計処理の徹底

① 会計基準等に従った適正な会計処理が行われているか。

② 計算書類等が適正に作成されているか

③ 資金移動等に係る経理は、関係通知に基づき適正に行われているか。

④ 施設等に対する給付費等を適正に請求しているか。

⑤ 利用者負担額に加えて、上乗せ徴収や実費徴収を実施する場合、保護者から同意を得ているか。

- ⑥ 物品購入、役務提供等の契約は、経理規定及び関係通知等に基づき適正に行われているか。

### 3 監査の重点項目

- (1) サービス内容に不正又は著しい不当がないか。
- (2) 施設等に対する給付費等の請求に不正又は著しい不当がないか。
- (3) 運営基準違反等の重大な基準違反はないか。
- (4) 書類の提出や質問に対して虚偽の報告や答弁がされていないか。
- (5) 児童の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれはないか。

### 4 関係機関との連携

- (1) 指導及び監査の実施に当たっては、三重県が行う当該施設等に対する指導及び監査と同日に実施するなど、必要な連携を行う。
- (2) 三重県が所轄する社会福祉法人及び当該法人が運営する施設等については、三重県が行う法人に対する指導及び監査と同日に実施するなど、必要な連携を行う。